

2024年5月16日

各位

会 社 名 株式会社サカイホールディングス 代表 者 代表取締役社長 朝田 康二郎 (コード番号 9446 東証スタンダード) 問合せ先 総務部 I R広報グループ (TEL. 052-262-4748)

金融庁による課徴金納付命令の決定についてのお知らせ

当社は、2024年3月26日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ」及び2024年3月27日付「(訂正)「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関するお知らせ」の一部訂正について」にてお知らせしましたとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当社に対する3,000万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われていましたが、本日、金融庁より、納付すべき課徴金の額を3,000万円及び納付期限を2024年7月16日とする旨の2024年5月15日付の課徴金納付命令決定書の謄本及び納付告知書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

今後、当社は、当該納付命令及び納付告知書に従い、速やかに課徴金を国庫に納付いたします。

なお、上記課徴金につきましては、2024 年 9 月期第 2 四半期決算において 3,000 万円を特別損失として計上いたしました。

本件につきまして、株主の皆さまをはじめ投資家、市場関係者の皆さま並びにお取引さま その他すべてのステークホルダーの皆さまに多大なご心配とご迷惑をおかけしております ことを深くお詫び申し上げます。

以上